

## 第8章 入場券

### (入場券の発売)

第155条 乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする者は入場券を購求し、これを所持していなければならない。ただし、6歳以上の入場券所持者が随伴する6歳未満のもの2人までについてはこの限りではない。(この場合、入場者の年齢区分については第58条を準用する)

### (入場券の料金)

第156条 入場券の料金は次のとおりとする。

大人 180円  
小人 90円

### (入場券の効力)

第157条 入場券は、発売駅では発売当日中に1人1回に限って、使用することができる。

2. 入場券所持者は、列車等に立ち入ることができない。

### (入場券が無効となる場合)

第158条 入場券は、次の各号に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表事項のぬり消し、また改変して使用した時。
- (2) 発売駅以外の駅で使用した時。
- (3) 大人が小児の入場券を使用した時。
- (4) その他入場券を不正行為の手段として使用した時。

2. 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

### (入場券の様式)

第159条 入場券の様式は次のとおりとする。

大人・小児用

(表)

長良川鉄道普通入場券	入
関 駅	・
旅客車内に入ることはいけません	関
180円	
発売当日1回限り有効	小

5.5 cm

(裏)

1234	関 駅発行	2.5 cm
------	-------	--------

(備考) 入場券の循環番号は、1号から10,000号までとし、10,000号は、「0000」と表示する。

### (入場券の改札及び引き渡し)

第160条 入場券は、入場の際に係員に呈示して改札を受け、かつ、入鉄を受けるものとする。

2. 入場券は、その使用を終えた時は、直ちに係員に引き渡すものとする。その効力を失った場合もまた同じ。

(無札入場者)

第161条 乗車券以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合または第158条の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第156条の規定による入場料金を収受する。

2. 前項の規定は第158条第1項による偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払い戻し)

第162条 第6条の規定により入場券の使用を制限し、また停止した場合は入場券を所持するものにあつては、入場料金の払い戻しをする。

2. 前項による場合の他入場券の払い戻しはしない。